

新潟市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第 5 号

新潟市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市水道局事務専決規程（平成 1 9 年新潟市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「課に置く室の室長」の次に「、営業所長」を加える。

第 3 条の表決裁権者の欄中「部に置く事務所の所長」の次に「、営業所長」を加え、同表アの欄中「直近課下位」を「直近下位」に改める。

別表備考中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表中「機関」とは、営業所及び浄水場をいう。

別表のうち第 1 号の表中「第 1 号 共通事務に係る専決権限事項表」を「第 1 共通事務に係る専決権限事項表」に改める。

別表のうち第 1 号の表の（1）の表備考第 1 項中「室及び事務所」を「室、事務所及び営業所」に、「室長及び事務所長が浄水場」を「室長、事務所長及び営業所長が、浄水場」に改める。

別表のうち第 1 号の表の（1）の表中「浄水場長」を「機関の長」に改め、同表 3 の項中「訴訟、和解」を「訴訟、和解」に改める。

別表のうち第 1 号の表の（2）の表を次のように改める。

（2） 服務に関する事項表

項目	部長	課等の長	機関の長
1 職員の日帰り県内等出張を命令すること。	部長	課等の長	機関の長
	部付職員	課等の職員	機関の職員

<p>2 職員の日帰り県外出張（外国出張を除く。）を命令すること。</p>	<p>部長 課等の長 部付職員</p>	<p>機関の長 課等の職員 機関の職員</p>	
<p>3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。</p>	<p>課等の長 部付職員</p>	<p>機関の長 課等の職員 機関の職員</p>	
<p>4 職員の時間外勤務及び休日勤務を命令すること。</p>	<p>部長 部付職員</p>	<p>課等の長 課等の職員</p>	<p>機関の長 機関の職員</p>
<p>5 職員の宿日直勤務を命令すること。</p>	<p>部長 部付職員</p>	<p>課等の長 課等の職員</p>	<p>機関の長 機関の職員</p>
<p>6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届けを受理すること。</p>	<p>部長 課等の長 部付職員</p>	<p>機関の長 課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>
<p>7 職員の療養休暇を承認すること（公務上のもの及び10日以上のもを除く。）。</p>	<p>課等の長 部付職員</p>	<p>機関の長 課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>
<p>8 職員の週休日を振り替え、又は半日勤務時間の割振りを変更し、及びこれらを職員に通知すること。</p>	<p>部長 部付職員</p>	<p>課等の長 機関の長 課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>
<p>9 職員の休日の代休日の指定をすること。</p>	<p>部長 部付職員</p>	<p>課等の長 機関の長 課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>
<p>10 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。</p>	<p>課等の長</p>	<p>機関の長 課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>
<p>11 育児又は介護のための早出遅出勤</p>	<p>課等の長</p>	<p>機関の長</p>	<p>機関の職員</p>

<p>務を承認すること。</p>		<p>課等の職員</p>	
<p>1 2 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第11号）第2条第1号から第3号まで、第7号及び第9号の規定により職員の職務専念義務を免除すること。</p>	<p>課等の長 部付職員</p>	<p>機関の長 課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>
<p>1 3 職員の交替制その他特殊勤務についての勤務日又は勤務時間の割振りをする事。</p>		<p>課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>

別表のうち第1号の表の(3)の表中「浄水場長」を「機関の長」に改め、同表2の項を次のように改める。

<p>2 収入原因行為に関する事項</p>			
<p>(1) 収入を調定し、及びこれを通知すること。</p>		<p>○</p>	<p>○ (営業所長に限る。以下この項において同じ。)</p>
<p>(2) 収入の納入の通知をすること。</p>		<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(3) 収入の過誤納金の還付又は充當の決定をし、及びその命令又は通知をすること。</p>		<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(4) 料金、加入金、手数料その他の分担金等の収入を減免すること。</p>	<p>減免基準が明らかでないもの</p>	<p>減免基準が明らかなもの</p>	<p>減免基準が明らかなもの</p>

(5) 収入の納期限を定め、又はこれを延長すること。		○	○
(6) 収入の分納を認めること。		○	○
(7) 別に定める以外の収入原因行為をすること。		○	○

別表のうち第1号の表の(3)の表3の項第4号イ中「100万円以下」を「200万円以下」に改め、同号ウ中「80万円以下」を「150万円以下」に改め、同号エ中「250万円以下」を「400万円以下」に改め、同項第5号中「100万円以下」を「200万円以下」に改め、同項第7号イ中「80万円未満」を「150万円以下」に改め、同項第8号ア中「250万円以下」を「400万円以下」に改め、同項第10号イ及び第11号中「100万円未満」を「200万円未満」に、「100万円以上」を「200万円以上」に改め、同項第16号イ中「100万円以下」を「200万円以下」に改め、同号ウ中「80万円以下」を「150万円以下」に改め、同項第17号イ中「100万円以下」を「200万円以下」に改め、同号ウ中「80万円以下」を「150万円以下」に改め、同項第18号から第20号までの規定中「250万円以下」を「400万円以下」に改め、同項第27号中「100万円未満」を「200万円未満」に、「100万円以上」を「200万円以上」に改め、同項第29号中「250万円以下」を「400万円以下」に改め、同表6の項第3号及び7の項第3号中「50万円未満」を「100万円未満」に改め、同表8の項第1号中「2,000万円未満」を削り、同項第2号中「重要なもの」を削り、同表9の項を次のように改める。

9 委託及び賃借に関する事項			
(1) 委託又は賃借を決定すること。	2,000万円未満	500万円未満	
(2) 委託又は賃借に係る内容の変更を決定すること。	重要なもの	軽易なもの	

別表のうち第1号の表の(3)の表10の項第12号中「承認をすること」を「承認をすること。」に改める。

別表のうち第2の表の(1)の表の経営管理課の表2の項中「関する」を「関すること。」に改め、同表中5の項及び6の項を削り、同表7の項第6号及び第9号中「、又は」を「、又は」に改め、同項第11号中「関する事」を「関する事務を処理すること。」に改め、同項第12号中「必要な」を「必要な損失補償をすること。」に改め、同項第13号中「するこ」を「すること。」に改め、同項を同表5の項とする。

別表のうち第2の表の(1)の表の総務課の表2の項第1号アからスまでを次のように改める。

ア 職員の営利企業等の従事又は経営の許可を すること。	部長を除く職員	
イ 職員の心身の故障による休職及びその復職 を命令すること。	課等の長、部付 職員	その他の職員
ウ 職員の育児休業等の承認をすること。		○
エ 職員の療養休暇を承認すること。	課等の長、部付 職員	その他の職員
オ 職員の介護休暇を承認すること。	課等の長、部付 職員	その他の職員
カ 職員の組合休暇を許可すること。		○
キ 職員の職務専念義務を免除すること（別表 第1(2)の表12の項に規定するものを除 く。）。	部長を除く職員	
ク 職員の勤務時間の割振り又は職員の週休日 、休日若しくは休憩時間について特例の定め をすること。		○

ケ 職員の週休日等及び休日の特例について承認すること。	○	
コ 勤務時間の割振り状況等の報告を求めると。		○
サ 記章に関する事務を処理すること。		○
シ 職員の旧姓使用を承認すること。	部長、部付職員	その他の職員
ス 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により消防団員との兼職を認めること。	部長を除く職員	

別表のうち第2の表の（1）の表の総務課の表2の項第3号アからオまでを次のように改める。

ア 職員の研修計画を決定すること。	○	
イ 局内研修（所属内研修を除く。）の課程、内容、実施方法等について承認すること。	○	
ウ 研修の受託を承認すること。		○
エ 外部研修（外国派遣研修を除く。）を命令すること。	部長、課等の長及び部付職員を除く職員	
オ 研修に必要な教材等の貸与その他の援助の決定をすること。		○

別表のうち第2の表の（1）の表の経理課の表1の項第6号を次のように改める。

（6） 預貯金の組替えに関すること。	2ヶ月以上3ヶ月未満	2ヶ月未満
--------------------	------------	-------

別表のうち第2の表の（1）の表の経理課の表4の項第2号中「こと。」を「こと」に

改め、別表のうち第2の表の(1)の表の営業課の表1の項中「こと」を「こと。」に改め、別表のうち第2の表の(1)の表の中央料金事務所の表中「中央料金事務所」を「料金課」に、「所長」を「課長」改め、同表1の項第1号中「、使用中止届、使用者名義変更等」を「、使用中止届、使用者名義変更等」に改め、別表のうち第2の表の(1)の表の秋葉料金事務所の表を次のように改める。

秋葉営業所	
項目	所長
1 料金徴収に関する事項	
(1) 給水使用申込書、使用中止届、使用者名義変更等処理すること。	○
(2) 第2種共同住宅の取扱いに関する契約及びこれに関する諸届けを処理すること。	○
(3) 私設消火栓の演習を承認すること。	○
(4) 使用水量の認定及び用途の適用を決定すること。	○
(5) 停水処分をすること。	○
(6) 水道メーターの亡失又はき損に対しその損害を賠償させること。	○

別表のうち第2の表の(2)の表の計画整備課の表を次のように改める。

計画整備課		
項目	部長	課長
1 水道施設の長期計画に関する事務を処理すること。	○	
2 防災対策に関する事項		
(1) 局の防災対策の企画及び調整に関すること。		○

(2) 局の防災訓練に関すること。		○
3 渇水対策の企画及び調整に関すること。		○

別表のうち第2の表の(2)の表の管路第1課の表中「管路第1課」を「管路課」に改め、別表のうち第2の表の(2)の表の管路第2課の表中「管路第2課」を「給水装置課」に改め、別表のうち第2の表の(2)の表の浄水課の表1の項中「事務の」を「事務を」に改め、別表のうち第2の表の(2)の表の秋葉工事事務所の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、同項の次に次のように加える。

3 秋葉庁舎の維持管理に関すること。	重要なもの	軽易なもの
--------------------	-------	-------

別表のうち第2の表の(2)の表の北工事事務所の表を次のように改める。

北工事事務所		
項目	部長	所長
1 工事に伴う断水の広報をすること。	重要なもの	軽易なもの
2 公設消火栓の臨時使用を承認すること。		○
3 北工事事務所庁舎の維持管理に関すること。	重要なもの	軽易なもの

西蒲工事事務所		
項目	部長	所長
1 工事に伴う断水の広報をすること。	重要なもの	軽易なもの
2 公設消火栓の臨時使用を承認すること。		○

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。